

## 目 次

はじめに

<b>I 「テロ等準備罪」＝「共謀罪」の内容</b> .....	1
1 「共謀罪」の不必要性と危険性	2
2 立法理由	3
3 「テロ等準備罪」＝「共謀罪」	
<b>II 提案の背景</b> .....	11
1 2つの「国際化」	2
2 「越境的」組織犯罪対策	3
3 人権保障のグローバル化	
<b>III TOC条約の求めるもの</b> .....	13
1 本条約の目的	2
2 「共謀罪」または「参加罪」の新設と「処罰の間隙」	
<b>IV 国際協力のネックとしての「死刑」</b> .....	21
1 TOC条約16条に定める犯人引渡し拒否	2
2 日本が周囲を死刑廃止国で包囲された場合	
<b>V 「共謀罪」の真の立法理由</b> .....	23
1 「テロ対策」という立法理由の欺瞞性	2
2 国際的な非難を浴びた立法作業	
<b>VI 「共謀罪」の解釈</b> .....	29
1 「共謀罪」規定	2
2 「組織的犯罪集団」の定義	3
3 「共謀罪」の対象犯罪	4
4 「遂行を2人以上で計画した」	5
5 「準備行為」	

- 6 その法定刑 7 「実行に着手する前に自首した」による必要的  
減免 8 中止未遂制度との矛盾 9 第6条の2第2項の主体  
10 予想される解釈論上の混乱 11 濫用の危険

**VII テロの脅威は「対テロ戦争」への参戦から …………… 51**

- 1 「共謀罪」のテロ防止効果? 2 TOC条約のテロ防止効果?  
3 真の「テロ防止」のためには

**VIII 監視社会の構築による市民的自由の窒息 …………… 53**

- 1 密告規定の危険性 2 盗聴の拡大と会話盗聴の合法化  
3 「携帯があなたを監視する」

**【資料】**

- 〔1〕国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（抜粋） 56  
〔2〕組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 58  
（平成十一年八月十八日法律第百三十六号）  
〔3〕共謀罪の対象犯罪一覧表 81  
〔4〕組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律新旧対照条文表 89